

船舶の抹消登録申請

船舶法第 14 条第 1 項
(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から 2 週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

【添付書類】

海外売船による国籍喪失の場合	・ 売買契約書、譲渡契約書の写し ※海上運送法第 44 条の 2 の規定にた解撤証明書等より届出を要する船舶の場合、売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書(写)を添付する。 ・ 引き渡しに関する書面の写し ・ 輸出許可通知書の写し
解撤の場合	・ 地方運輸局、運輸支局等が発行した証明書〔証書様式第 1 号〕
沈没、滅失の場合	・ 船員法第 19 条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)
改測の結果 20 トン未満であることが判明した場合	・ 改測を行った管海官庁が交付した通知書

・ 上記以外に、返信用封筒及び切手(法務局発行嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る)

【手数料】

・ 登録手数料(抹消)(船舶法施行細則第 48 条)

6,700 円

※所定の様式〔手数料様式第 1 号〕に収入印紙を貼付

※証明書は発行されませんので、必要な方は、別途、登録事項証明書を請求してください。

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(事務所)